

大規模地震から家族の命や財産を守るため
耐震診断・補強プラン作成、耐震改修工事を検討しましょう！！

令和2年度

木造住宅耐震化促進事業

—— 県と各市町が連携して、住宅の耐震化を促進しています ——

大地震はいつ起きるか分かりません!!

福井大地震に備えて

昭和23年に嶺北地方がマグニチュード7.1の大地震に見舞われ、家屋全壊35,382棟、半壊10,542棟、焼失3,851棟、死者3,728人、負傷者21,750人と被害は甚大なものでした。



福井大震災の被害状況

人間の力では地震の発生を防ぐことはできませんが、地震の被害を小さくするための「方法」はあります。建物の耐震化を促進していくこともその一つです!!

耐震化の検討が必要な木造住宅って？

旧耐震基準に基づき **昭和56年5月31日以前に建築**された木造住宅です。

〔 建築基準法で耐震基準が1981年（昭和56年）に改定され、新耐震基準で建てられた家は、阪神・淡路大震災でも大きな被害は受けていません。 〕

1950年 建築基準法制定		→	1981年 建築基準法改正	
旧耐震基準			新耐震基準	
中地震 震度5強程度 〔3月11日東日本大震災時の関東地方での揺れ程度〕	倒壊しない		軽微なひび割れにとどめる	
大地震 震度6強～7程度 〔3月11日東日本大震災時の宮城県太平洋側周辺での揺れ程度〕	規定なし		倒壊しない	

木造住宅の耐震性能の基準って？

専門家による耐震診断を受け、「上部構造評点」という点数により木造住宅の持つ耐震性能が示されます。

上部構造評点	判定
1.5 以上	倒壊しない
1.0 以上～1.5 未満	一応倒壊しない
0.7 以上～1.0 未満	倒壊する可能性がある
0.7 未満	倒壊する可能性が高い

住宅の耐震化の手順（耐震診断～耐震補強）

耐震診断

STEP 1

耐震補強の第一歩は耐震診断。
地震に対する安全性を専門家に診断してもらいましょう。
住まいの弱点を発見することも耐震診断の目的です。



お住まいの住宅の耐震性が“不十分”と診断されたら・・・

補強プラン（補強計画）の作成

STEP 2

耐震診断の結果を受け、地震に対してどの程度の強さにするかを決めましょう。
「地震に強い住宅とするためには、どこをどの程度改修すれば良いか」や、そのための費用の概算を知るために耐震補強計画を作成します。

リフォームとあわせた耐震改修工事を検討しましょう！！

リフォームと一緒に耐震改修工事を行うと、別々に行う場合に比べて、コスト、手間、使い勝手等の面でメリットがあります。

市町の補助制度

木造住宅耐震化促進事業（耐震診断等）

- 各市町からの委託を受けた福井県木造住宅耐震診断士が、住宅の耐震性能を診断します。
- 耐震性能が不十分な場合、具体的な耐震補強方法や概算の費用などの簡易な補強プランを作成します。
- 耐震診断・補強プラン作成は、セットでの申込みになります。
（ただし、以前に耐震診断を受けられた方は、補強プランのみの申込みになります。）

[個人負担額] 1万円（10万円の内、9割補助！！）

※補強プラン作成のみの場合5千円

[申込みのできる方]

- 昭和56年5月以前に着工された一戸建て木造住宅に居住するために所有している方
- そのほか、各市町の要綱で定める要件を満たす方

部分的な耐震改修工事に向けた補強プラン作成も補助対象です！！

“外部に面する”“1階”の住宅内における使用頻度の高い寝室や居間などを対象とした部分的な耐震改修工事に向けた補強プラン作成も補助対象になります。
（部分的な耐震改修工事の詳細は、**STEP3 耐震改修工事** を参照）

耐震改修工事

STEP 3

補強プランに基づいた耐震設計・耐震改修工事を行い、住宅の耐震性能を高めましょう。

状況によっては、設計通りに工事ができない場合もあります。設計者、工事監理者と話し合いながら工事を進めましょう。



リフォームと合わせた耐震改修工事を検討しましょう！！

リフォームと一緒に耐震改修工事を行うと、別々に行う場合に比べて、コスト、手間、使い勝手等の面でメリットがあります。

市町の補助制度

木造住宅耐震化促進事業（耐震改修）

補強計画に基づき、『住宅全体の耐震改修工事』『部分的な耐震改修工事』のいずれかを実施するにあたり補助を受けることができます。

市町によっては耐震設計を行う前の申請が必要となりますのでご注意ください。

住宅全体の耐震改修工事

【補助金額】

最大100万円（工事費の80%以内）

（福井市・敦賀市・大野市・鯖江市・越前市・坂井市・永平寺町・越前町・美浜町・高浜町）

最大80万円（工事費の23%以内）

（上記以外の市町）

【対象となる住宅】

- 耐震診断の結果、耐震性能が不十分と診断された住宅（上部構造評点 1.0 未満の住宅）
- その他、各市町の要綱で定める要件を満たす住宅

【対象となる改修工事】

- 改修後の住宅全体の上部構造評点が改修前の評点を上回り、次のいずれかに該当するもの
 - （1）改修後の上部構造評点が **1.0 以上** となるもの
 - （2）（1）の工事の実施が困難な場合で、改修後の上部構造評点が **0.7 以上** となるもの
- 福井県木造住宅耐震診断士が工事監理を行うこと など

伝統的な古民家の改修工事の場合

【補助金額】

最大170万円（工事費の80%以内）

（敦賀市・大野市・越前市・永平寺町・越前町）

最大150万円（工事費の23%以内）

（小浜市・勝山市）

伝統的な古民家…伝統的構法によるもの、または終戦前（1945 年以前）の地域の伝統的民家の意匠を基調としたものとして「福井の伝統的民家」に認定されたもの。

部分的な耐震改修工事

部分耐震改修を行うことは、地震時に建物が倒壊や圧壊、破壊しないことを確約するものではありません。

【補助金額】 **最大30万円**（工事費の80%以内）

（福井市・敦賀市・大野市・鯖江市・越前市・坂井市・永平寺町・越前町・美浜町・高浜町）

上記以外の市町については**工事費の23%以内**

【対象となる住宅】 住宅全体の耐震改修に同じ

【対象となる改修工事】

- 改修後の住宅全体の上部構造評点が改修前の評点を上回るもの
- 特定居室（※1）の部分診断評点（※2）が **1.5以上** となり、基礎および床の仕様が各市町の要綱で定める要件を満たすもの
- 福井県木造住宅耐震診断士が工事監理を行うこと 等

※1 特定居室／直接外気に接する避難上有効な開口部を有する居室のうち、最低1室以上を含む範囲で、1階にあるものをいう。

※2 部分診断評点／部分的な耐震改修工事を行う範囲において耐震診断（一般診断法）に準じて算出される構造評点をいう。

耐震改修には税制上の特典があります！！

国では、耐震診断、耐震改修を促進するため税制優遇を行っています。

（ただし、**上部構造評点1.0以上となる耐震改修工事**に限ります。）

補助金の交付を受けた場合でも、税制優遇を受けられない場合があります。

申請・問合せ窓口

■ 各市町申請・問合せ窓口

市町名	担当課名	電話番号	市町名	担当課名	電話番号
福井市	建築指導課	0776-20-5574	永平寺町	建設課	0776-61-3948
敦賀市	住宅政策課	0770-22-8141	池田町	町土整備課	0778-44-8002
小浜市	営繕課	0770-64-6071	南越前町	建設整備課	0778-47-8003
大野市	建築営繕課	0779-64-4815	越前町	定住促進課	0778-34-8727
勝山市	建築営繕課	0779-88-8128	美浜町	土木建築課	0770-32-6707
鯖江市	建築営繕課	0778-53-2240	高浜町	建設整備課	0770-72-7702
あわら市	建設課	0776-73-8031	おおい町	建設課	0770-77-4057
越前市	建築住宅課	0778-22-3074	若狭町	建設水道課	0770-45-9103
坂井市	都市計画課	0776-50-3052			

※補助申請の方法、補助制度の内容、募集戸数等については市町によって異なりますので、詳しくはお住まいの市町の窓口へお問い合わせください。

■ 県の間合せ先

福井県土木部建築住宅課 住まいづくりグループ ☎ 0776-20-0506